

dataExpress 利用申込書

株式会社データビークル（以下、「甲」という）が提供する dataExpress の利用者（以下、「乙」という）がその利用に際して遵守すべき事項をまとめたものである。

利用者情報

お申込年月日 年 月 日

会社名	
住所（主な利用拠点の所在地）	
利用部署名	
担当者氏名	
連絡先（電話番号）	
連絡先（メールアドレス）	
利用開始希望日	

第1条（利用申込）

1. 乙は、本申込書の利用者情報に記入し甲に提出する事により、本申込書の規定を遵守し dataExpress を利用する事に同意するものとする。

第2条（アカウント発行）

1. 甲は乙からの申込書の受領後にdataExpressを利用するのに必要となるログインID・パスワードなど（以下、「アカウント情報」という。）を乙に伝達する。乙は、自己の責任において、甲から伝達されたアカウント情報を厳重に管理し、第三者に開示、貸与、共有しないものとする。また、アカウント情報について第三者への漏洩を未然に防ぐ努力義務を負うものとする。
2. 甲は、乙が保有する乙に伝達したアカウント情報による dataExpress の利用、その他一切の行為は、全て乙による利用とみなし、アカウント情報の管理不備、使用上の錯誤、第三者の使用等により、乙及び第三者が損害を被った場合でも、甲は一切の責任

を負わないものとする。

3. アカウント情報が第三者に漏洩等した時、甲が何らかの損害を被った場合、乙はその損害を補償しなければならない。ただし、アカウント情報の漏洩が乙の責に帰さない事由であった場合は、この限りではない。
4. 甲の都合によりアカウント情報が利用開始希望日までに発行されない場合があることをあらかじめ乙は同意するものとする。

第3条（サービス料金）

1. 甲が乙に提供する dataExpress 及び付帯するサービス（以下、「本サービス」という。）にかかる一切の料金及び支払方法などに関しては、甲が乙に発行した、見積書および請求書に記載の通りとする。
2. 乙自身が本サービスを利用するために要した設備・通信費などについては、そのすべてについて乙自身が負担するものとし、乙は、いかなる理由であろうと当該費用を甲に請求する事はできないものとする。
3. 乙は、本サービスを利用しなかったこと、期待した効果が得られなかったことを理由としてサービス料金の支払いを拒むこと、もしくは甲に支払済みのサービス料金の返金を請求することはできないものとする。

第4条（フィードバック報告）

1. 甲は本サービスの利用中に発見した dataExpress の不具合や機能要望、利用方法などに関するサポート問合せなど（以下、「フィードバック報告」という。）について甲に適宜報告するものとする。
2. フィードバック報告は甲が提供する専用のサポートサイトにより行うものとする。

第5条（コンサルティングサービス）

1. 甲は、乙に対して dataExpress に関する利用定着支援などのコンサルティングサービスを提供する事ができるものとする。ただし、その内容・方法・費用などについては、甲及び乙が事前に協議し決定するものとする。

第6条（責任制限）

1. 甲は、以下の各号に定める事由により乙に発生した損害については、債務不履行責任、
不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わずその賠償責任を負わないものとする。
 - （1）本サービスを構成するソフトウェア等に関する、不具合、瑕疵、バグ等による損害
 - （2）本サービスの利用に伴って乙が管理・保管するデータ等の漏洩、滅失、消失等

による損害

- (3) 乙に起因するデータ等の漏洩、滅失、消失等による損害
 - (4) 天変地異、騒乱、暴動等の不可抗力による損害
 - (5) 甲が定める手順、セキュリティ手段等を乙が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (6) 甲の責に帰さない事由による物品等の搬送途上での紛失等の事故
 - (7) 乙設備等の障害またはインターネット接続サービスの不具合等乙の接続環境の障害による損害
 - (8) 甲が導入しているコンピュータウィルス対策ソフトが対応していない種類のコンピュータウィルス等による本サービス設備等への感染による損害
 - (9) 善良なる管理者の注意を持ってしても回避できない第三者による不正アクセス、Dos攻撃等による損害
 - (10) 甲の製作、製造に関わらないソフトウェア等・ハードウェア等に起因して発生した損害
 - (11) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (12) 裁判所・所轄官庁の手続きまたは法令に基づく強制的処分等による損害
 - (13) 甲の故意または重過失に起因しない損害
 - (14) 本利用申込で甲が責任を負わないとした事項による損害
 - (15) 本サービスに起因して、乙が第三者の権利を侵害し、または第三者との間にトラブル・紛争等により乙及び当該第三者に生じた損害
 - (16) 甲の責に帰さない事由を起因とする損害
2. 甲または乙が前項及び本利用申込に違反したことにより相手方当事者が損害を被った場合、当該相手方当事者は違反当事者にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲に対する損害の賠償は責任の発生原因となる出来事からさかのぼって12か月間に乙が本利用申込に基づき甲へ支払った金額を上限とする。
3. 乙は、本サービスの利用に起因して、第三者との間に生じたトラブル・紛争等を自己の責任と負担において解決するものとする。
4. 本サービスの利用に関わり、乙が第三者に損害を発生させ、甲が当該第三者から裁判上もしくは裁判外を問わず損害賠償の請求を受け、和解金、解決金、その他その名目の如何を問わず、金員を支払った場合には、甲がその解決に要した合理的な費用を含めて乙がその一切を負担し、乙は甲の求償に応じるものとする。

第7条（知的財産権）

1. dataExpress および dataExpress に付属する全てのデモ、マニュアルなどの知的財産権（特許権、著作権、ノウハウ等を含み、これらに限定されない）は、全て甲もしくは甲が使用許諾を受けている第三者（以下、原権利者という。）に帰属し保有しているものとする。ただし、dataExpress に乙が保存したデータ及び dataExpress から出力されるデータの著作権は甲には帰属せず、乙に帰属するものとする。
2. 乙は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を甲の許諾なく行っ

てはならないものとする。

- (1) 本サービスに付属するデモ・マニュアルなどを乙の自社内利用の範囲を超えて改変、編集、翻訳、翻案する行為
 - (2) 本サービスに付属するデモ・マニュアルなどを乙の自社内利用の範囲を超えて出版、放送、公衆送信、再配布する行為または不特定多数者が閲覧できる状態にする行為。
 - (3) 上記各号に定めるほか、如何なる方法によるかを問わず、本サービスについて法令上保護される甲もしくは原権利者の権利を侵害する行為。
3. 前項の規定に違反して、甲の知的財産権を亡失、毀損した場合、乙の責任と費用負担において、甲または原権利者に対して、復旧、修理等しその回復を行うものとする。当該回復をもって、甲もしくは原権利者の乙に対する対損害賠償請求を妨げるものではない。
4. 乙は、本サービスを利用するにあたり、甲の知的財産権の権利を取得するものでないことをあらかじめ承諾するものとする。

第8条（禁止事項）

1. 乙は、dataExpress を利用し、または利用するにあたり以下の各号に定めた行為を行ってはならないものとする。
 - (1) 商用、非商用、有償、無償の如何を問わず、甲の許可なく第三者に対して dataExpress を利用させる行為。
 - (2) 甲もしくは第三者の財産（著作権、商標権、その他知的財産権を含む）、プライバシー又は肖像権の侵害する行為、その他の違法・不法・公序良俗に反する行為及びその可能性のある行為。
 - (3) 甲もしくは他者を差別、誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉、信用を毀損する行為。
 - (4) 本サービスの利用に支障をきたす行為及びその可能性のある行為。
 - (5) 乙が正当な方法で取得していない、もしくは利用する権利を有していないデータを dataExpress で利用すること。
 - (6) dataExpress またはそれに関連するシステムもしくはネットワークに対する不正アクセスを試みること。
 - (7) dataExpress を構成するソフトウェア等のリバースエンジニアリング、解析又は分析等の行為。
 - (8) その他甲及び第三者に迷惑、不利益、損害等を及ぼす行為。
 - (9) 上記各号の他、dataExpress の提供・利用に際し、社会的な規範から逸脱するものと甲が判断する行為。
2. 甲が、乙による本条第一項に定める行為を発見した場合、乙の dataExpress の利用を即時停止する事ができるものとする。
3. 本条第一項の規定に違反したことに起因した第三者の損害、紛争、トラブル等について、乙は自己の責任と費用負担において解決をするものとし、甲に対して一切の迷惑をかけないものとする。

第9条（免責）

1. 甲は、dataExpress が正常に機能し、乙が利用できないダウンタイムを極力抑えるよう相応の業務努力を行うが、システム障害などで dataExpress が停止し、またこれにより乙に何らかの損害が生じた場合でも、甲は一切の責任を負わない。
2. 甲は、乙による本サービスの利用により乙が期待する経済上及び業務上の効果が得られない場合があること、将来にわたり経済上及び業務上の効果を保証することができないことについて予め乙は承認する。また、乙は甲が乙に提示した提案内容について、

当該提案時点における有効かつ正確なものとして提示するものであって、将来において有効かつ正確なものとして保証するものではないことを予め乙は承認する。

3. 本規約に明示的に規定されている場合を除き、甲は、法令またはそれ以外に基づくものであるかを問わず、いかなる種類の保証も行わない。特に、商品性、特定目的への適合性を含む全ての黙示の保証を、適用ある法令により許される最大限において否認する。

第10条（その他）

1. 甲は、以下の目的を果たすためと甲が判断し乙が明示的に同意した場合を除き、dataExpress に保存されているデータに対し、アクセス・解析を行うことはない事に乙に保証する。
 - （1）本サービスのシステムの安全な運営・開発のため
 - （2）本サービスに付随するシステム上の問題を防止・改修するため
 - （3）本サービスのサポート上の問題に関連して乙から甲に要請があった場合に、当該サポート上の問題を解決するため
2. 甲は、dataExpress の機能・品質向上及びセキュリティ強化等の為に、乙によるdataExpress の利用状態（操作ログ等）を収拾し、分析できるものとする。また、甲は、独自の判断により、dataExpress の機能改善やバグ改善などを目的としたアップデートなどのメンテナンス作業を行う事ができるものとし、その際に、dataExpress の機能制限やアクセス停止期間を設ける場合があることをあらかじめ乙は同意するものとする。当該制限または停止期間を設ける場合、甲は乙に対して事前通知する努力義務を負うものとする。ただし、当該作業に関する情報の提供の必要性、提供時期、提供方法等に関しては、すべて甲の裁量により決定するものとする。
3. 甲は、乙の承諾を得ることなく、dataExpress に保存しているデータを第三者に対して開示・公開しない。ただし、法令に従った要請（捜査関係事項照会書による要請を含む）や法令の事務上必要とされる場合については、乙の承諾なく、当該要請が必要とする範囲にかぎり全部または一部の保存データについて要請機関へ開示・公開することができるものとする。
4. 甲の依頼があった場合、乙に特別な理由がない限り dataExpress の利用に関する事例紹介などの広報活動へ協力するものとする。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号の事項を確約する。
 - （1）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して反社会的勢力という）ではないこと
 - （2）自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
 - （3）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと

(4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

イ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

ロ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2. 甲又は乙の一方について次のいずれかに該当した場合には、その相手方是何らの催告を要せずして、本契約及び個別契約を解除することができる。

(1) 前項(1)又は(2)の確約に反する表明をしたことが判明した場合

(2) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項(4)の確約に反した行為をした場合

3. 前項の規定により本契約及び個別契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った一切の損害を賠償するものとする。

4. 第2項の規定により本契約及び個別契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じた損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第12条（機密保持）

1. 機密情報とは、本サービスの利用に伴い、乙及び甲が提供または開示する情報（乙が甲のクラウド環境にアップロードする情報）のうち、次の各号に定めるものをいう。

(1) 情報の開示者が被開示者に対し、書面等（記録媒体上に記録された電磁的記録を含む）によって開示かつ交付した技術上、業務上の一切の情報、システム・ノウハウなどの情報のうち、適切な表示（「秘」「Confidential」等）により秘密である旨が明示された情報

(2) 開示者が被開示者に対し、口頭又は視覚的に開示した情報であって、開示の際、開示者から秘密である旨を告げられ、開示後14日以内に開示者より当該秘密情報を合理的に特定できる要旨が書面にて交付され、かつ当該書面において適切な表示（「秘」「Confidential」等）により秘密である旨が明示された情報

2. 前項の規定にかかわらず、開示者から提供・開示された情報が、次の一に該当する場合は、前項は適用されない。

(1) 開示者から提供・開示されたときに、被開示者が既に保有していたことを立証できるもの。

(2) 開示者から提供・開示されたときに、既に公知であったことを立証できるもの。

(3) 開示者から提供・開示されたとき、または被開示者が知り得た後、開示者に起因しない事由により公知となったもの。

(4) 開示者に対して機密保持義務を有していない第三者から、被開示者が正当に入手したことを立証できるもの。

(5) 相手方の機密情報とは無関係に独自に開発した情報

4. 第1項の規定にかかわらず、裁判所・所轄官庁の手続きまたは法令に基づき開示が義

務付けられた機密情報について、被開示者は法的に開示者への事前通知が禁止されていない限り、開示者に対して事前に開示内容および開示先を書面で通知することにより、当該開示先に対してのみ必要最小限の範囲内で当該機密情報を開示することができるものとする。

5. 甲及び乙は善良なる管理者としての注意義務をもって機密情報を厳重に管理・保管し、自己の役員及び従業員（正社員、派遣社員、パート・アルバイトなどその雇用形態は限定しない）であって、本サービスを利用・従事し当該機密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ、これを開示するものとする。また、乙及び甲は、その者に対して、本条に基づき自己の遵守すべき義務と同等の義務を負担させ、これを遵守させるものとし、その者の行為について全責任を負うものとする。
6. 被開示者の責めに帰すべき事由により、秘密情報の漏洩等が生じた場合、被開示者は開示者の損害を最小限にとどめるために必要な措置を自己の費用と責任で講じなければならないものとする。
7. 甲及び乙は、相手方から事前による承諾を得ない限り、第三者に機密情報を開示してはならず、当該第三者に対して、本約款に定める同等以上の機密保持義務を負担させ、これを遵守するように監督する責任を負う。
8. 甲及び乙は機密情報を本サービスの利用のためにのみ使用し、相手方の合意のない限り他の目的の為に使用してはならない。
9. 甲及び乙は、機密情報を本サービスの利用終了後も第三者に開示せず、漏洩せず、また自己のためまたは第三者のために利用してはならない。
10. 甲及び乙は、本サービスの利用が終了した場合及び相手方から返却を求められた場合には、すみやかに原本及びその複製・複写物等の全てを相手方の指示に従い返却するものとする。返却ができない場合は廃棄（磁気そのた電子的記録媒体からの削除・消去を含む）し、当該結果を相手方に書面にて通知するものとする。
11. 甲乙の間で別途機密情報の取扱いに関する契約がある場合には、本条より当該契約の効力を優先するものとする。

第13条（協議）

1. 本利用申込に定めのない事項に関し生じた疑義の取扱いについては、両当事者誠意をもって協議の上解決を図り、適切な措置を定めるものとする。

第14条（合意管轄）

1. 甲及び乙は、前条による協議不調の場合、本サービスに関連しまたは付随して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。